

令和4年度

木材産業課・木材利用課
関係予算

令和4年3月

林野庁

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

【令和4年度予算額 11,562,839 (12,238,885) 千円】

【令和4年度予算額（デジタル庁計上） 93,000 (74,000) 千円】

（令和3年度補正予算額 49,482,001千円の内数、デジタル庁計上22,000千円）

<対策のポイント>

カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、「新しい林業」経営モデルの構築、路網の整備、間伐や再造林、木材加工流通施設の整備、「林業イノベーション」の推進、都市部における木材利用の強化、輸出を含む新たな需要の創出、国民運動の展開等、川上から川下までの取組を総合的に支援します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³ [令和2年度] →42百万m³ [令和12年度まで]）

<事業の全体像>

「新しい林業」に向けた林業経営育成対策

〔経営力の向上及び労働安全対策の強化〕

- ・伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換する「新しい林業」経営モデルの構築
- ・森林プランナーの育成による経営力向上
- ・研修等を通じた労働安全の強化対策

等

木材の安定供給・利用拡大

建築用木材供給・利用強化対策

- ・都市部における木材利用の強化
- ・製材やCLT等の建築物への利用環境整備
- ・引き続き不透明な木材需給動向に対応するための需給情報の共有、建築用木材の安定的・効率的な供給体制の強化

木材需要の創出・輸出力強化対策

- ・非住宅建築物への木材の利用効果の実証
- ・地域の輸出体制づくり、企業間連携による輸出の促進
- ・国別・地域別の合法伐採木材関係情報の提供 等

林業・木材産業成長産業化促進対策

〔川上から川下まで連携した取組を総合的に支援〕

持続的林業確立対策

- ・路網の整備・機能強化
- ・主伐・再造林の一貫施策
- ・コンテナ苗生産基盤施設の整備
- ・搬出間伐
- ・高性能林業機械の導入
- ・マーケティング力の強化 等

林業成長産業化地域創出モデル事業

地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援

木材産業等競争力強化対策

意欲と能力のある林業経営者との連携を前提に行う木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物の整備

林業イノベーション推進総合対策

〔新技術を活用した「林業イノベーション」の推進〕

技術開発方針の企画

産学官のプラットフォームにおける異分野技術等の導入

戦略的技術開発・実証

- ・林業機械の自動化、木質系新素材等の戦略的案件的開発・実証
- ・森林資源情報等のオープン化

開発技術の実装

- ・レーザ計測等による森林資源のデジタル化
- ・エリートツリー等の採種圃場の整備
- ・低コスト造林技術の活用推進
- ・ICT等を活用する高度技術者育成 等

カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策

〔国民参加の森林づくりや木材利用の促進〕

- ・国民の幅広い参画による植樹等の森林づくりの推進
- ・多様な分野で森林空間を活用する「森林サービス産業」の創出・推進
- ・官民連携による木材利用拡大の機運醸成 等

林業・木材産業金融対策

意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資の充実・円滑化

林業・木材産業成長産業化促進対策（拡充）

【令和4年度予算額 7,509,899（8,185,373）千円】

（令和3年度補正予算額 49,482,001千円の内数）

<対策のポイント>

長期にわたる持続的な林業経営を確立しつつ、カーボンニュートラルの実現にも貢献するため、搬出間伐、主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、コンテナ苗生産基盤施設、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³〔令和2年度〕→42百万m³〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 持続的林業確立対策

意欲と能力のある林業経営者を育成し、持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、再造林の推進に資するコンテナ苗生産基盤施設の整備、森林境界の明確化、自伐林家等への支援等を推進します。

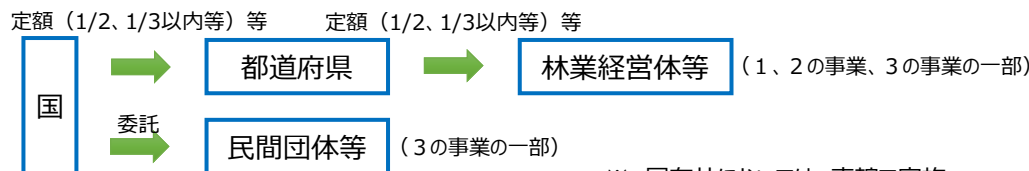
2. 木材産業等競争力強化対策

木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある林業経営者との連携を前提に行う、輸入木材不足への対応として国産材の供給力強化に資する木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等の整備を支援します。

3. 林業成長産業化地域創出モデル事業

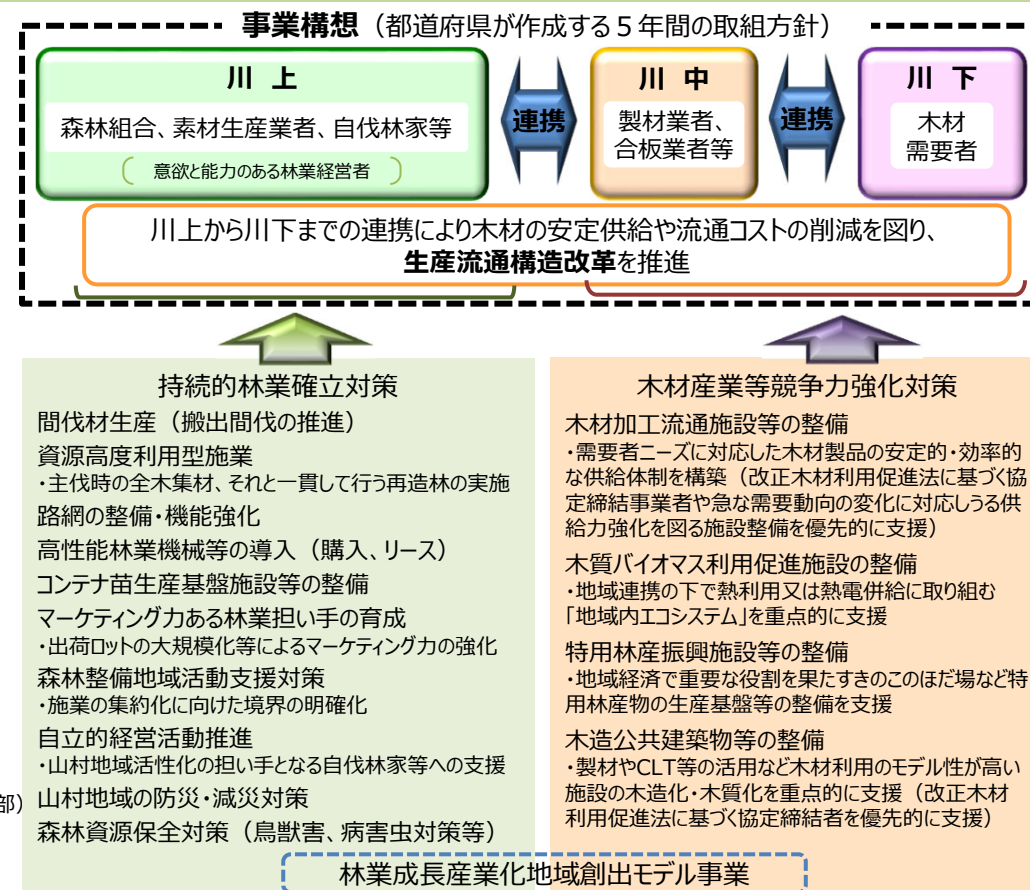
地域の川上から川下までの関係者が連携して、木材の安定供給や木材加工流通施設の整備等を進め、森林資源の循環利用や地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開等を図ります。

<事業の流れ>



※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 林野庁計画課（03-6744-2300）

建築用木材供給・利用強化対策

【令和4年度予算額 1,257（1,251）百万円】
（令和3年度補正予算額 49,482百万円の内数）

<対策のポイント>

都市部における木材利用の強化等を図るため、**建築用木材の利用の実証**への支援や**大径材活用に向けた技術開発**等への支援、**製材やCLT（直交集成板）・LVL（単板積層材）等の建築物への利用環境整備**への支援を行います。あわせて、川上から川下までの**需給情報の共有**を図るとともに、**地域ごとの生産・流通**における課題を解決するための独自の取組を支援し、**建築用木材の安定的・効率的な供給体制を強化**します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³〔令和2年度〕→42百万m³〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 都市の木材利用促進総合対策事業

376（330）百万円

都市部における**建築用木材（木質耐火部材等を含む）の利用実証**において、**改正木材利用促進法**に基づく協定締結者を優先的に支援します。また、**大径材活用**も踏まえた**地域材による設計合理化等の技術開発・普及**や**強度等に優れた建築用木材の製造に係る技術の開発・大学等と連携した普及**を支援します。さらに、川上から川下までが連携した顔の見える木材を使用した構造材、内装材、家具・建具等の普及啓発や、製材工場等の品目のバリエーションの充実に資する取組を支援します。

2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

775（721）百万円

CLT製造企業との連携構築のためのモデル的な建築実証メニューを追加し、CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築や街づくり等への実証を支援します。また、CLT等の**土木分野への利用**や**設計の容易化**、**製材やCLT等の品質確保**等に関する技術開発や設計者の育成等を支援します。さらに、**BIMを活用した設計、施工手法等の標準化**に向けて、**設計や資材調達における課題の抽出**等を行います。

※ BIM(Building Information Modeling)…コンピュータ上で部材の仕様等の様々な属性情報を併せ持つ3次元の建築物のモデルを構築するシステム

3. 建築用木材供給強化促進事業

106（－）百万円

引き続き注視が必要な木材需給動向に対応するため、川上から川下の事業者による需給情報等を共有する連絡協議会を中央・全国7地区で開催します。また、**建築用木材の安定的・効率的な供給体制を強化**するため、川上から川下までの生産・流通における地域ごとの多様な課題を解決していくための独自の取組を支援します。

また、**作業安全推進運動の全国的な展開**、**臨時的な燃油価格高騰対策として省エネに資する電動機器等も含めた木材加工施設等導入の利子助成・リース**、森林認証材の普及啓発等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】林野庁木材産業課（03-3502-8062）

農林水産業・食品産業における作業安全対策の強化

【令和4年度予算額 314（577）百万円】

<対策のポイント>

農林水産業・食品産業の従事者の安全の確保を推進するため、令和2年度、3年度で実施した事故要因等の調査・分析を踏まえ、**作業安全規範の普及・定着**、作業安全に係る研修・指導や作業環境の安全性を向上させる取り組みを通して**現場での事業者の安全に対する行動変容につなげる取組**を推進します。

<事業目標>

農林水産業及び食品産業における労働災害による死傷者数を平成29年比5%以上減少及び死亡者数を15%以上減少させる〔令和4年まで〕

<事業の内容>

1. **農林水産業・食品産業における作業安全強化対策推進事業** 35百万円※
行動経済学を活用した**事業者の安全に対する行動変容へつなげるアプローチ手法の検証**、**作業安全推進の機運を醸成するための作業安全weekの開催等**を行います。
【※消費・安全局での農業者支援ソフトによる農薬の安全使用支援を含む】
2. **作業安全に係る研究・指導、現場での取組の推進**
 - ① 農業機械の安全性能アセスメント 20百万円
より安全な農業機械の普及促進を図るため、**農業機械の安全性能アセスメント**を実施するに当たり、令和4年度は農業機械の安全性能評価を行うための具体的な**試験・評価手法を確立**します。
 - ② 「新しい林業」経営支援事業のうち林業労働安全強化対策 100百万円
死傷年千人率の半減に向け、**労働安全活動の促進や研修の実施、作業安全規範の普及の取組**を支援します。
 - ③ 建築用木材供給・利用強化対策のうち建築用木材供給強化促進事業 106百万円の内数
木材産業関連事業者に対する**外部専門家によるリスクアセスメントの実施や製材工場等が導入する安全設備等への利子助成**を行います。
 - ④ 漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業 54百万円の内数
漁船事故の情報収集・分析を行うとともに、漁業労働安全に関する普及啓発・安全推進員等の養成等を実施します。漁船の衝突事故防止のため、**高齢者等を対象とした船舶自動識別装置（AIS）の導入の推進、AIS情報収集設備の導入**を支援します。

（関連事業）

- ・ 持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進
全国の農業者が農作業安全研修を受講可能な体制を整備する取組などを支援します。
- ・ 林業・木材産業成長産業化促進対策のうちマーケティング力ある林業担い手の育成
都道府県等が行う安全作業の研修・訓練の取組などを支援します。

<事業イメージ>

令和2、3年度事業
事故実態の調査
現場の安全対策実態調査
事故原因や現場での安全対策を整理

令和2年度事業
作業安全規範の策定
安全に繋がる行動を整理して提示

令和4年度事業
これまでの調査を踏まえ、現場での安全対策の推進を通して、**安全に対する行動変容につなげる取組**を推進



安全性能評価を行うための試験を実施

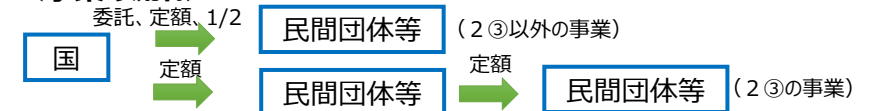


▲シートスイッチ
安全な環境を整備



AISアプリ
対象エリアの拡充

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1の事業）大臣官房政策課（03-3502-6565）
（2①の事業）農産局技術普及課（03-6744-2182）
（2②の事業）林野庁経営課（03-3502-1629）
（2③の事業）林野庁木材産業課（03-3502-8062）
（2④の事業）水産庁企画課、研究指導課（03-3592-0731、03-3591-7410）

木造公共建築物等の整備

【令和4年度予算額 7,509,899（8,185,373）千円の内数】

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・内装木質化に対し支援します。

○補助対象：公共建築物の木造化や内装木質化

○補助率：1／2以内

▶木造化：原則、建築工事費の15%以内
ただし次に該当するものは1/2以内

①CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を
構造耐力上主要な部分に活用する建築物

②耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物

③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 等

▶木質化：木質化事業費の1/2以内
ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと。

（建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。）

○事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等

（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく協定締結者を優先的に支援）

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

《対象施設例》

【教育・学習施設関係】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設



【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
- （物販施設は対象外）



○事業のポイント

・J A S 製材品使用の促進

木造化においては、原則として、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき認定されたものを使用することとする。

・意欲と能力のある林業経営体との連携

事業対象の公共建築物において、意欲と能力のある林業経営体から供給される木材が利用されやすくなるため、地域の林業・木材産業や木材流通事情等に詳しい者又は団体が、

- ① 工事の発注情報、
- ② 必要な木材の量や時期などの木材需要情報、
- ③ 木材（素材・製材）の生産量、生産場所及び生産時期などの木材供給情報などを一元的に把握して、関係者に共有する仕組みを構築するなど、一定の工夫が認められる取組みであること。

【お問い合わせ先】林野庁木材利用課（03-6744-2626）

<対策のポイント>

山村地域で、地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する取組である「地域内エコシステム」をはじめとした地域一体的な木質バイオマスエネルギー利用体制の構築や、未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組を重点的に支援します。

■未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資するとして、事業構想に施設や事業者等が位置づけられた取組である場合には、補助率1/2

■木質バイオマス供給施設整備

木質バイオマス燃料供給に向け、事業構想に施設や事業者等が位置づけられ、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、又は改正FIT制度の地域活用要件相当※¹に合致すると認められる発電所への供給を主な目的とし、かつ政府が推進する地域一体的な計画※²に基づく取組の場合には、補助率1/2（通常1/3）
ただし、出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外。また、改正FIT制度の地域活用要件相当※¹に合致するとは認められない発電施設への供給を主な目的とし、かつ政府が推進する地域一体的な計画※²に基づく取組でない場合には、15%

■木質バイオマスエネルギー利用施設整備

熱利用又は熱電併給に供することを目的として、事業構想に施設や事業者等が位置づけられ、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、政府が推進する地域一体的な計画※²に基づく取組である場合には、補助率1/2（通常1/3）
ただし、FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

※¹ 2022年度以降にFIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの

※² 総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合

事業実施主体：

地方公共団体、民間事業者等

その他：意欲と能力のある林業経営体との連携

事業構想に記載された意欲と能力のある林業経営体と燃料の安定取引協定を締結する取組については、予算配分において加算の対象とする。

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

《補助対象》

■未利用間伐材等活用機材整備

- 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備
 - ・ 移動式チップパー
 - ・ 林地残材収集運搬車

等



■木質バイオマス供給施設整備

- 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備
 - ・ 木質燃料製造施設
 - ・ 乾燥施設
 - ・ 貯木場

等



■木質バイオマスエネルギー利用施設整備

- 公共施設等において木質バイオマスを燃料として利用するために必要な施設等の整備
 - ・ 木質資源利用ボイラー
 - ・ 熱利用配管
 - ・ 燃料貯蔵庫

等



【お問い合わせ先】林野庁木材利用課（03-6744-2297）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
木材需要の創出・輸出力強化対策

【令和4年度予算額 442,113（506,473）千円】
（令和3年度補正予算額 49,482,001千円の内数、デジタル庁計上22,000千円）

<対策のポイント>

非住宅建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材製品の輸出の推進等による木材需要の拡大を支援するとともに、国別・地域別の合法伐採木材関係情報の提供等を行います。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³〔令和2年度〕→42百万m³〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 非住宅建築物等木材利用促進事業

96,465（－）千円

非住宅建築物の木質化による利用者の生産性向上等木の効果を実証する取組（※）、地域への専門家派遣等による技術的支援（※）等の取組を支援します。

（※）改正木材利用促進法に基づく協定締結者を優先的に支援

2. 「地域内エコシステム」推進事業

209,771（240,001）千円

木質バイオマスの熱利用を行う「地域内エコシステム」の構築に向け、地域における合意形成、技術開発、技術面での相談・サポート等の取組を支援します。

3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

75,462（－）千円

産地協議会の設置や運営などによる地域による体制づくり、企業間の連携によるモデル的な輸出の取組、海外で設計・施工を行う技術者の育成を支援します。

4. 「クリーンウッド」普及促進事業

38,520（50,502）千円

木材関連事業者の登録を推進するため、幅広い関係者へのクリーンウッドの普及啓発の取組への支援をします。また、国別・地域別の合法伐採木材関係情報を提供します。

5. 広葉樹を活用した成長産業化支援対策事業

21,895（21,644）千円

特用林産物に関する情報の収集・分析・提供、国産特用林産物の競争力の強化に向けた実証、需要拡大と担い手確保を一体的に行う取組等を支援します。

<事業イメージ>



非住宅建築物の木質化のための実証等を支援



「地域内エコシステム」の構築のための川上、川中、川下の連携を推進



輸出産地形成に向けた地域の合意形成のための産地協議会を育成

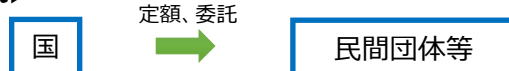


「クリーンウッド・ナビ」において合法伐採木材関係情報を提供



高付加価値品の生産・加工・流通に係る実証等を推進

<事業の流れ>



〔お問い合わせ先〕（1～4の事業）林野庁木材利用課（03-6744-2120）
（5の事業）経営課（03-3502-8059）

非住宅建築物等木材利用促進事業（新規）

【令和4年度予算額 96,465（－）千円】

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用の促進を図るため、生産性向上等の木材利用の効果の実証等による木の効果を見える化する取組、簡易な構造物等の木造化・木質化促進のための普及に向けた取組を支援するとともに、木造非住宅建築物の整備に取り組む地域協議会等に対する専門家派遣や相談窓口等による技術的支援を行う取組に対して支援します。

<事業の内容>

1. 木の建築物の効果検証・発信（※）

- 非住宅建築物の木質化を促進するため、利用者の生産性向上や経済面への影響の実証等を通じて、木質化の効果を見える化する取組を支援します。

2. 簡易な構造物等の木造化・木質化促進

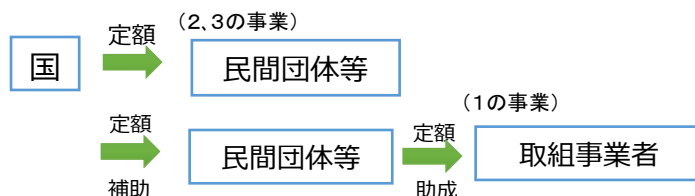
- 倉庫等簡易な構造物等の木造化・木質化を促進するため、普及に向けて標準モデルを提案する取組を支援します。

3. 地域における非住宅木造建築物整備推進（※）

- 地域における非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、地域への専門家派遣や地域での取組を分析・普及する取組等を支援します。

（※）脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく協定締結者による効果実証等を優先的に支援

<事業の流れ>

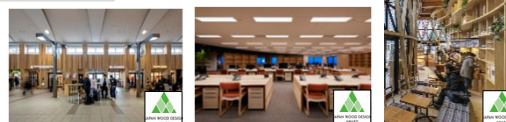


<事業イメージ>

主な支援対象

生産性向上、経済面への影響の実証等による木の効果を見える化する取組

実証



木の効果の見える化

民間団体等

主な支援対象

簡易構造物等の木造化・木質化のため、標準モデルを提案する取組



民間団体等

主な支援対象

地域協議会等の取組に対して専門家の派遣や相談窓口等による、木造化推進のための技術的支援



民間団体等

非住宅建築物等における木材利用の拡大

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2120）

「地域内エコシステム」推進事業（継続）

【令和4年度予算額 209,771（240,001）千円】

<対策のポイント>

山村地域で、地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する取組である「地域内エコシステム」の構築に向けて、関係者による合意形成・実施計画策定・横展開の準備、技術開発・改良等や技術面での相談・サポートなど、各段階に応じた支援を実施します。特に、高コスト構造が解消されないことが、モデル地域の普及が十分に進まない原因となっているため、コスト低減に向けた取組を重点的に支援します。

<事業の内容>

1. 「地域内エコシステム」モデル構築事業

- 「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、地域の実情に応じ
 - (1) F/S調査（実現可能性調査）を行った地域を対象にしたコスト低減に向けた合意形成・実施計画策定のための関係者による地域協議会の運営（人材育成を含む。）
 - (2) 木質バイオマスの技術開発・改良等を行う取組
 - (3) 「地域内エコシステム」の優良事例を横展開していくに当たって必要な体制の構築・推進を支援します。

2. 「地域内エコシステム」サポート事業

- 「地域内エコシステム」の構築に必要な技術的なサポートを行うため、電話相談や技術者の現地派遣、サポートの実施に必要な各種調査等を行う取組を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2297）

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、製材・合板等の付加価値の高い木材製品の輸出拡大を図るため、**地域での合意形成の促進などの木材の輸出産地の育成**や**企業の連携によるモデル的な輸出の取組**、**中国・韓国等における木造技術講習会の開催**を支援します。

<事業の内容>

1. 木材製品輸出産地育成

地域での輸出に取り組む機運を高め、合意形成を図るための**産地協議会の設置**や**運営**など、**地域による体制づくり**を支援します。

2. 企業連携型木材製品輸出促進

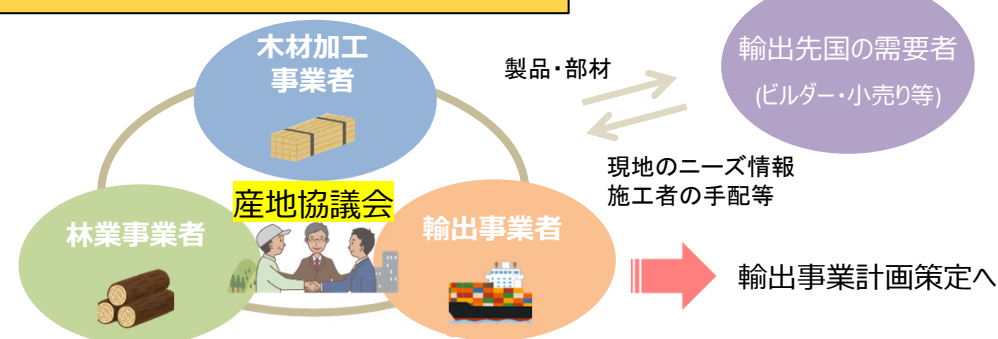
企業連携によるモデル的な木材製品輸出の取組の募集・選定、選定したモデル的な取組への支援、**成果報告会の開催**の取組を支援します。

3. 国内外における木造技術講習

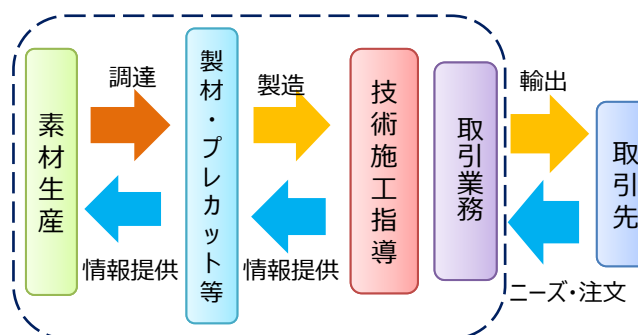
中国及び韓国における、**建築士等を対象とした技術講習会**や、国内における**建築系の留学生等を対象とした木造技術研修会**の開催を支援します。

<事業イメージ>

1. 輸出産地の機運醸成・合意形成を支援



2. 企業連携による木材製品輸出を支援



企業連携により輸出先国のニーズに対応した木材製品を輸出

3. 木造技術講習会の開催を支援



日本式木造建築の技術講習会を開催（実技、座学）

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2299）

＜対策のポイント＞

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、①木材関連事業者登録の推進への支援及び協議会による普及啓発活動の支援、②違法伐採関連情報の提供を実施します。

＜事業の内容＞

1. 「クリーンウッド」普及啓発活動等（継続）

- 全国レベル及び都道府県レベルにおける合法伐採木材等の流通・利用の促進を目的とした協議会による普及啓発活動を支援します。
- 木材関連事業者の登録を促進するための専門家の派遣、セミナー・個別相談等の開催を支援します。

2. 違法伐採関連情報の提供（継続）

- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、国別・地域別の違法伐採関連情報の提供及び掲載済み国別情報の更新を行います。

＜事業イメージ＞

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成29年5月20日施行）

- 国の責務【第4条】
 - ・必要な資金の確保
 - ・国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
 - ・登録に係る制度の周知
 - ・登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化

- 事業者の責務【第5条】
 - ・木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。

- 木材関連事業者の登録【第8条】
 - ・木材関連事業者であってその扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の登録を受けた者（「登録実施機関」）が行う登録を受けることができる。

「クリーンウッド」普及啓発活動等への支援

○セミナー等の開催



○協議会による普及啓発活動



教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化

違法伐採関連情報の提供（委託）

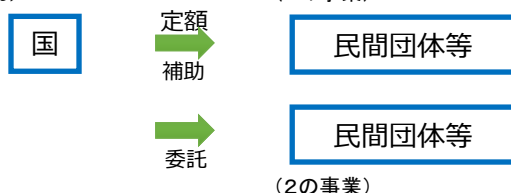


生産国情報



「クリーンウッド・ナビ」において合法伐採木材関係情報を提供

＜事業の流れ＞



カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策（新規）

【令和4年度予算額 212,077（－）千円】

<対策のポイント>

国民の幅広い参画による植樹等の森林づくりの推進、森林空間利用の促進、建築物等での木材利用拡大の機運醸成を図り、身近な木材利用やエシカル消費等を普及啓発する「木づかい運動」の促進等の取組を支援し、森林・林業・木材産業によるグリーン成長とともにカーボンニュートラルの実現に貢献します。

<政策目標>

- 国民参加による植樹の推進（1億本〔令和12年度まで〕）
- 国産材の供給・利用量の増加（31百万m³〔令和2年度〕→42百万m³〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 国民参加の植樹等の推進

- ① 国民参加による植樹等の推進対策 35,788（－）千円
森林づくりを行いたい企業等と植栽場所のマッチング、コーディネート等を行うサポート体制構築を支援します。

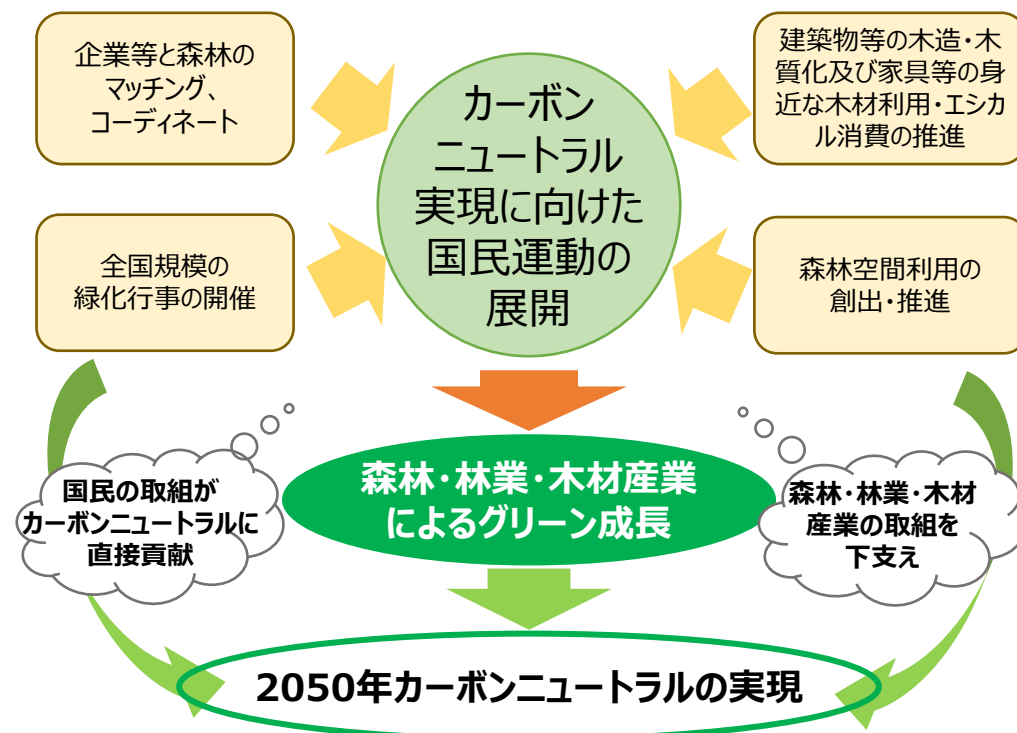
- ② 全国規模の緑化運動の促進 31,792（－）千円
全国植樹祭、全国育樹祭等の全国規模の緑化行事の開催等を支援します。

- ③ 新たな森林空間利用創出対策 50,312（－）千円
多様な分野で森林空間を活用する「森林サービス産業」の創出・推進、「日本美しの森 お薦め国有林」での観光利用を推進する環境整備等を実施します。

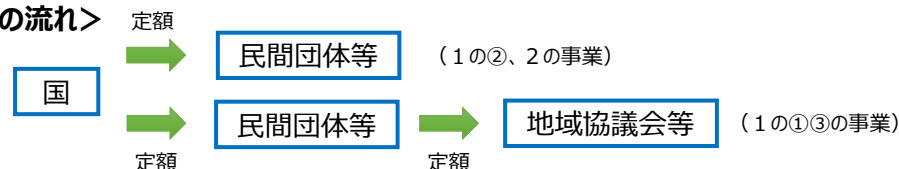
2. 「木づかい運動」の促進

94,185（－）千円
建築物等での木材利用拡大の機運を醸成するためのメディア活用やシンポジウム等による情報発信、身近な木材利用やエシカル消費による地域材の選択的購入を進める普及啓発等の取組を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



※国有林においては、直轄で実施

【お問い合わせ先】（1の事業）林野庁森林利用課（03-3502-0048）
（2の事業）木材利用課（03-6744-2298）

カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策のうち 「木づかい運動」の促進（拡充）

【令和4年度予算額 94,185（－）千円】

＜対策のポイント＞

建築物の木造・木質化や木製品の利用拡大を図る社会全体の機運を醸成するため、訴求効果の高いメディアの活用やシンポジウム等による情報発信、身近な木材利用やエシカル消費の普及啓発等による「木づかい運動」の促進を通じ、木材利用の脱炭素社会に向けた重要性、木造・木質化や木の良さ等について理解や認知の定着を促す取組への支援を実施します。

＜政策目標＞

- 国産材の供給・利用量の増加（31百万m³ [令和元年度] → 42百万m³ [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 優れた地域材製品等の顕彰事業

顕彰の実施に加え、アドバイザー制度の運営、異業種間連携を促す機会の提供等の取組を支援します。

2. 木材利用による脱炭素社会の実現に向けた国民運動の展開

メディアの活用やシンポジウムの開催等による施主となる企業や国民各層をターゲットにした建築物等の木造・木質化等のウッド・チェンジを促す情報発信を支援します。
デジタル技術を活用した地域材製品等の選択的消費活動に資する情報発信、エシカル消費を進めるため、地域材を用いた玩具、食器、机等木製品の選択的購入に資する消費者への情報提供を行うモデル的な取組を支援します。
木づかいや木育を進めるイベント開催等の取組を支援します。

3. 林福連携で行う優れた地域材製品開発等

福祉関係者や地域の関係者が連携した製品開発等の取組を支援します。

＜事業イメージ＞

ねらい

木の良さや価値を再発見させる木製品等の開拓促進・PR

- ① 木の良さや価値を再発見させる建築物や木製品等の評価・表彰、受賞作品の販売促進に係るアドバイザー制度の運営、異業種間連携機会の提供 等

ねらい

施主となる企業や国民各層など社会全体における木造・木質化の社会通念化や、消費活動における地域材製品の選択的購入を後押し

- ② メディアの活用やシンポジウムの開催による木造・木質化を促す情報発信、デジタル技術を活用した選択的消費活動を促す情報発信、木づかいや木育イベント、エシカル消費を推進するよう製品化までのストーリーや産地等の情報提供等



ねらい

ストーリー性や付加価値を有する地域材製品の開発・展開

- ③ 福祉関係者、地域関係者やデザイナーが連携した製品開発 等

官民一体となって木材利用拡大の機運を醸成する取組を展開

木造・木質化や木の良さに対する理解の醸成、認知の定着により、住宅・非住宅建築物や中高層等の木造化、内外装の木質化や木製品がトレンドとなり、木材利用の拡大を促進

＜事業の流れ＞



木材利用の拡大により、カーボンニュートラルに貢献



【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2298）

マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち
品目団体輸出力強化支援事業

【令和4年度予算額 907（－）百万円】
（令和3年度補正予算額 4,100百万円）

<対策のポイント>

品目団体が輸出重点品目についてオールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の輸出力強化に向けた取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

輸出重点品目（牛肉、コメ、りんご、ぶどう、茶、かんしょ、製材、ぶり、ホタテ貝等）について、品目団体※が自ら作成した輸出拡大計画に沿って行う、業界関係者全体の輸出力の強化につながる取組を、以下のメニューにより支援します。

※ 生産から販売まで輸出に関する業界の関係者を広く含み、オールジャパンで輸出拡大に取り組む全国団体

<支援メニュー>

- ① 輸出ターゲット国の市場調査・規制調査
- ② 海外におけるジャパンブランドの確立
- ③ 業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等
- ④ 海外における販路開拓活動
- ⑤ 輸出促進のための規格の策定・普及
- ⑥ 国内事業者の水平連携に向けた体制整備
- ⑦ 輸出手続きや商談等の専門家による支援
- ⑧ 新規輸出国開拓に向けた調査及び輸送試験

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- | | |
|-----|---|
| ①-例 | ・ターゲット市場における木材製品の市場動向やニーズ、高耐久木材や木質建材などの製品規格・流通規制に関する調査
・食肉加工品について、輸出先国ごとの添加物使用、成分表示等の規則の調査 |
| ②-例 | ・日本産米の差別化に向けた他国産米との比較調査及びPR活動
・輸出先国において、日本産青果物の産地情報をタグ付きマークにより確認できるシステムの導入 |
| ③-例 | ・多言語対応食肉ラベルシステムの開発
・かんしょの輸送時の腐敗防止技術の実証・普及
・輸出先国の製品安全規格を満たす焼き芋機の導入実証 |
| ④-例 | ・ブローカー設置、バイヤー向けセミナーの開催、品目専門見本市への出展、海外バイヤーの招聘等 |
| ⑤-例 | ・輸送資材や温度管理等、相手国ニーズへの対応（品質保持等）に必要な規格やマニュアル等の策定に向けた検討
・策定した規格やマニュアル等の普及に向けた研修の実施や実装に必要な認証取得等への支援 |
| ⑥-例 | ・リレー出荷や大ロット確保に向けた、出荷時期・量・有機対応等の産地データベースの構築等 |
| ⑦-例 | ・青果物輸出促進コーディネーターを設置し、産地の課題に対応可能な専門家と産地のマッチングによる課題解決を支援 |
| ⑧-例 | ・鮮度保持や輸出規則対応の確認のための輸送実証 |

現地でのPR活動



包材の規格化（イメージ）



バイヤー向けセミナー・商談会



【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出企画課（03-6744-1779）

「農林水産物・食品輸出プロジェクト」（GFP）を推進するため、**輸出産地形成に必要な計画の策定と実施に対する支援及び関連するハード・ソフト事業における優先採択等**により、輸出先国のニーズや規制等に対応した**輸出産地の形成を図ります**。

＜事業の内容＞ ※ 内容の詳細は変更されることがあります。

1 支援内容

輸出先国のニーズや規制等に対応した輸出産地の形成を進めるため輸出事業計画の策定、生産・加工体制や商流の構築、効果の検証と計画の見直しのPDCAサイクルの取組により、輸出目標を実現するための取組を支援します。

※計画期間は3年以内とし、生産・加工段階での取組を柱に、流通段階のテスト輸送・販売などの取組も支援します。

※都道府県をまたぐ産地間が連携して形成する産地も対象となります。

2 事業実施主体（助成対象者）

農林漁業者や食品製造加工事業者等を含む3者以上の連携体、協議会、農協、商工会議所、都道府県、市町村等

※品目や地域の実態に合わせた多様な体制で取り組むことができます。

※都道府県を通じて支援します。

※輸出に知見のある者が何らかの形で関与する体制をとる必要があります。

3 補助率 定額

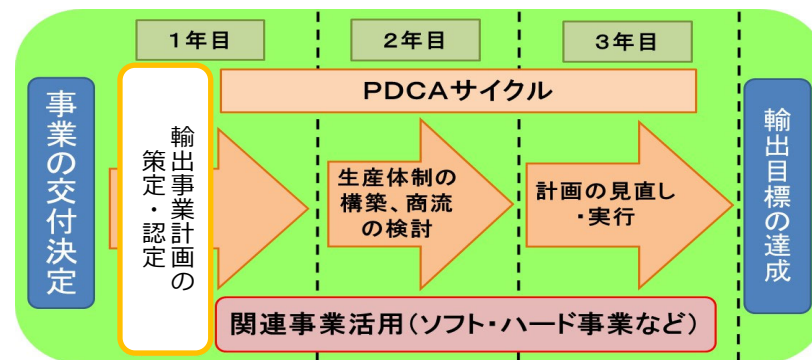
4 関連事業（優先採択等の措置を実施）（関連事業は各事業の仕組みで実施）

・強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ・食品産業の輸出向けHACCP等
対応施設整備事業 ・浜の活力再生・成長促進交付金 等

※GFPグローバルづくり推進事業を活用せずに、輸出事業計画の認定を得て、関連事業の優先採択等を活用することもできます。

＜関連事業の活用例＞HACCP等対応の施設改修・導入、
輸出向け機械・施設の整備、輸出に必要な認証取得支援 等

＜事業イメージ＞



輸出産地のイメージ



ベトナム輸出対策済みナシ畑



EU輸出対策済み棚上げ盆栽



オーガニック茶畑



対米・EU向け牛肉加工施設

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課輸出産地形成室（GFP事務局）（03-6744-7172）